

# 鏡野町国民健康保険奥津診療所 パート看護師の募集について

平成26年1月1日から勤務可能なパート看護師を次のとおり募集します。

【募集職種】

パート看護師

【勤務地】

鏡野町国民健康保険奥津診療所（鏡野町女原90-1）

【業務内容】

奥津診療所における看護師業務

【勤務内容】

①月曜日～金曜日 午前9時～午後4時まで  
（土、日、祝日は休診）

木曜日は、午前9時～午前12時まで  
連続する7時間、内1時間の休憩を含む

【応募資格】

- ①看護師又は准看護師の資格を取得している人
- ②時給等は町内診療所パート看護師給与基準に準ずる
- ③平成26年1月1日から勤務可能な方

【採用予定人数】

1名

【試験日・内容】

随時（日程が決まり次第ご本人に連絡します。）

【応募方法】

提出書類 面接  
①市販の履歴書に必要事項を記入の上、写真を貼ったもの

②資格を証明する書類の写し

受付期間 平成25年11月1日（金）～11月30日（土）  
受付場所 鏡野町役場保健福祉課 医療保険係

【個人情報の取扱】

ご提出いただいた個人情報は採用試験のためにのみ使用します。なお、採用が決まった方の個人情報については、採用後人事管理のため引き続き利用します。その他の方の個人情報は採用試験後、速やかに廃棄いたします。

お問い合わせ先

鏡野町 保健福祉課 医療保険係 電話(0868)54-26000

## 下水道料金についてのお知らせ

鏡野町では一般家庭の下水道料金は家に住んでいる人数で算定しています。

鏡野町では、住みよく快適な暮らし、河川や水路など水環境の向上を実現するため、下水道の整備を進めています。下水道に接続すると下水道の使用料金をお支払いいただくようになります。

下水道の使用料金(月額)

生活世帯 (一般家庭)	基本料金	世帯員数割 (一人当たり)	休止料金 (1回)	事業所 (工場など)	水道料 (10mまで)	超過料金 (1m当たり)	休止料金 (1回)
	1,575円	525円	840円		1,575円	168円	840円

※支払いについては、隔月支払い(2ヶ月分をまとめて支払い)になります。

住んでいる人数が減った場合は届け出が必要です。

- ・住んでいる人数が増えた場合（出生、転入等）は毎年5月に役場で調査し確認しますので、**届けの必要はありません。**
- ・住んでいる人数が減る場合（進学、転出等）には**書類を提出していただく必要があります。**
- ・住んでいる人が亡くなられた場合は、役場で確認出来ますので**届けの必要はありません。**

書類は上下水道課、各振興センターにあります。提出していただいた翌月からの変更となるため、早めに提出して下さい。

下水道についてのお問い合わせは  
鏡野町上下水道課 下水道係 (0868) 54-0001



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」